

令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(自動運転実証調査事業)

交付規程

令和4年6月

令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(自動運転実証調査事業) 事務局
(PwC コンサルティング合同会社)

(通則)

第1条 令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転実証調査事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）並びに地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転実証調査事業）交付要綱（以下「交付要綱」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転実証調査事業）交付要綱に基づき、PwC コンサルティング合同会社が地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転実証調査事業）事務局（以下「事務局」という。）として行う補助金の交付事業に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 補助金の補助対象とする者（以下「補助対象者」という。）は、補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として事務局が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付される。ただし、別紙 暴力団排除に関する誓約事項記に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の補助対象事業（以下「補助事業」という。）は、原則、補助対象者が行う次に該当するものとする。

地方公共団体である補助事業者が事業者と連携して実施するレベル4無人自動運転を見据えた実証実験及び検証

(補助限度額)

第5条 補助の対象となる経費項目、補助限度額は、補助事業を行うために必要な経費で別表に定める経費とする。

2 補助の対象となる経費は、補助事業の実施期間（第7条第1項の交付決定の日から、事務局が認める日まで。以下「事業実施期間」という。）内において発生した経費とする。

(補助事業者の募集及び申請方法)

第6条 採択通知を受けた者であって補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、事務局が定める期日までに様式第1による補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を事務局に提出しなければならない。

- 2 指定された期日までに、申請者が事務局に交付申請書を提出しない場合は、交付申請を放棄したものとみなす。
- 3 申請者は、第1項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定と通知）

第7条 事務局は、第6条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2）を申請者に送付するものとする。この場合において、事務局は適正な交付を行うため、必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該通知を行うものとする。

- 2 第6条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 事務局は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第8条 補助金交付決定通知書の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に事務局に交付申請取下げ届出書（様式第3）をもって申し出なければならない。

（計画変更の承認等）

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ計画変更等承認申請書（様式第4）による申請書を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 補助事業を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - （ア） 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。
 - （イ） 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。
 - 二 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - 三 補助事業の実施体制を変更しようとするとき。
- 2 事務局は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(契約等)

- 第10条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、事務局に届け出なければならない。
 - 3 補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
 - 4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、国土交通省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、事務局の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。
 - 5 事務局は、補助事業者が前項本文の規定に違反して国土交通省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は事務局から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
 - 6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

- 第11条 補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を事務局の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（令和10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、大臣が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、大臣が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。
 - 3 事務局が第15条の規定に基づく補助金の額の確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が事務局に対し、民法（明治29年法律第89条）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（令和10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知を行う場合には、事務局は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、補助事業者又は債権を譲り受けた者が民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合にあっては、事務局は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。
 - 一 事務局は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

- 二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことは行わないこと。
- 三 事務局は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

(遅延等の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書（様式第6）を事務局に提出し、その指示に従わなければならない。

(実施状況報告)

第13条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、事務局の要求があったときは速やかに状況報告書（様式第7）を事務局に提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して15日を経過した日までに実績報告書（様式第8）を事務局に提出しなければならない。

- 2 補助事業者が前項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合、事務局は期限について猶予することができる。
- 3 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 事務局は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第7条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第9）により補助事業者に通知する。

- 2 事務局は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第16条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、代表団体に一括にて支払うものとする。

2 事務局は、前項の規定により申請者へ補助金の支払いをする時は、申請者の提出した実績報告書に記載された補助金の支払い先に補助金を振り込むものとする。

(交付決定の取消し等)

第17条 事務局は、第9条第1項第2号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく事務局の処分若しくは指示に違反した場合。
 - 二 補助事業者が、補助金を本規程に定める用途以外に使用した場合。
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
 - 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する見込みがなくなった場合。
 - 五 当該補助事業が事業実施期間内に終了しなかった場合。
 - 六 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。
 - 七 補助事業者の重大な財務状況の悪化、支配権の移転等の事情により、補助事業の遂行に支障が生じた場合
- 2 事務局は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が支払われているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 事務局は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第15条第3項の規定を準用する。

(取得財産の管理等)

第18条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 申請者は、取得財産等について取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式第10）を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式第10）を第14条に定める実績報告書に添付して提出するものとする。

(財産の処分の制限)

- 第19条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 申請者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間内において、処分を制限された取得財産等を処分（補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第11）を事務局に提出し、財産処分承認結果通知書（様式第12）により承認を受けなければならない。
 - 3 事務局は、申請者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を事務局に納付させることができるものとする。
 - 4 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより申請者が得た収入については、第3項の規定は適用しない。

(補助事業の経理等)

第20条 申請者は、補助金の経理について、補助金以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿等によって明らかにしておくとともに、当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類を取得財産の処分制限が終了した日の属する会計年度末、又は補助事業の廃止の承認があった場合にはその日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(補助事業の承継)

第21条 事務局は、補助事業者について地方公共団体の合併、又は事業譲渡等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、承継承認申請書（様式第13）をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができるものとする。

- 2 事務局は、前項に基づく承継承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る内容が適正であると認め、これを承認したときは、承継承認結果通知書（様式第14）を補助事業者へ送付するものとする。
- 3 事務局は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができるものとする。

(国土交通省並びに事務局による調査)

第22条 国土交通省並びに事務局は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、補助事業者等に対して調査等を行うことができる。

- 2 補助事業者等は、国土交通省並びに事務局が必要な範囲内において調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

- 3 第1項に規定する調査等は第16条に定める補助金の支払いの終了後であってもこれを適用できるものとする。

(国土交通省並びに事務局によるデータ等の提供要請)

第23条 国土交通省並びに事務局は、必要な範囲において補助事業者等に対して実証実験に係るデータ等の提供を要請することができる。

- 2 補助事業者等は、国土交通省並びに事務局が必要な範囲内においてデータ等の提供を申し出た場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(個人情報保護)

第24条 事務局は、本事業を通じた申請者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第25条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第26条 事務局は、本規定に定められた事項のほか、補助事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項について別に定めるものとする。

附 則 この交付規程は、令和4年6月15日から施行する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

別表

補助対象経費
自動運転による地域公共交通実証調査事業費、労務費、普及関連費、外注費、会議費、旅費、通信運搬費、消耗品費、物品費、事務所維持費、光熱水費、賃借料、印刷費、図書費、謝金、広告費、その他事業を行うために特に必要と認められるもの（公租公課等）

補助額：事業実施に係る費用のうち最大1.8億円程度

(様式第1)

令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(自動運転実証調査事業)
交付申請書

令和 年 月 日

令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金 事務局 御中

採択番号：
住所：
補助事業者名：

令和 年 月 日付けをもって採択通知を受けた令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(自動運転実証調査事業)について、令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(自動運転実証調査事業) 交付規程第6条第1項の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付要綱の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

記

1. 補助事業の目的及び内容
別添「提案書」のとおり
2. 事業実施期間
(事業開始日) 交付決定日 ~ (事業完了予定日) 令和 5年 3月 10日
3. 補助金交付申請額
 - 補助事業に要する経費 円
 - 補助対象経費 円
 - 補助金交付申請額 円※ 申請補助事業の経費明細は別紙のとおり

(注1) 申請書には、次の事項を記載した書面を添付すること。

- 補助事業の経費のうち補助金によって賄われる部分以外の負担者、負担額、負担方法
- 補助事業に関して生ずる収入金に関する事項

(様式第1・別紙)

採択番号：

補助事業者名：

令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転実証調査事業）
申請事業の経費明細

(単位：円)

経費項目	(1) 補助事業に 要する経費 (注1) (消費税抜金額)	(2) 補助対象経費 (注2) (消費税抜金額)	(3) 補助金交付申請額 (消費税抜金額)
① 自動運転による地域公共交通実証調査事業費			
② 労務費			
③ 普及関連費			
④ 外注費			
⑤ 会議費			
⑥ 旅費			
⑦ 通信運搬費			
⑧ 消耗品費			
⑨ 物品費			
⑩ 事務所維持費			
⑪ 光熱水費			
⑫ 貸借料			
⑬ 印刷費			
⑭ 図書費			
⑮ 謝金			
⑯ 広告費			
⑰ その他			
補助対象経費(①～⑰)小計			
補助対象外経費			
合計額			
補助金交付額			

(注1) 「(1) 補助事業に要した経費」は、本補助事業に要する経費の総額

(注2) 「(2) 補助対象経費」は、本制度において(1)のうち補助対象とすることが認められる経費

(様式第2)

令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (自動運転実証調査事業)
交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

(代表者) 殿

令和 年 月 日付けで交付申請のあった補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (自動運転実証調査事業) 交付規程第7条の規定に基づき、通知します。

記

補助金交付決定番号	第 号
地方公共団体の名称 及び住所	
補助金交付上限額	
特記事項	

(注) 補助金交付上限額は、申請書に基づく審査による補助金交付限度額です。実際に支払う補助金額は、実績報告書に基づき確定します。

(様式第4)

令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(自動運転実証調査事業)
計画変更等承認申請書

令和 年 月 日

令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (自動運転実証調査事業) 事務局 御中

採択番号：

住所：

補助事業者名：

上記の補助金交付決定番号をもって交付決定のあった標記補助事業を下記のとおり変更したいので、令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (自動運転実証調査事業) 交付規程第9条第1項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 変更の内容

変更事項	変更前	変更後

2. 変更を必要とする理由

(注) 交付申請に添付した書類のうち変更のあるものは、変更後の書類を添付すること。

(様式第5)

令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転実証調査事業）
計画変更等承認結果通知書

第 号
令和 年 月 日

(代表者) 殿

令和 年 月 日付けで申請のあった標記補助事業の計画変更については、審査の結果、下記のとおり承認することとしたので、令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転実証調査事業） 交付規程第9条第2項の規定に基づき、通知します。

記

補助金交付決定番号	第 号
-----------	-----

計画変更の内容		
変更事項	変更前	変更後
特記事項		

(様式第6)

令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金
(自動運転実証調査事業)
事故報告書

令和 年 月 日

令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (自動運転実証調査事業) 事務局 御中

採択番号：

住所：

補助事業者名：

上記の補助金交付決定番号をもって交付決定のあった標記補助事業の状況について、令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (自動運転実証調査事業) 交付規程第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の進捗状況：

2. 原因及び内容：

3. 措置：

4. 内容に係る金額：

5. 補助事業の遂行及び完了予定年月日： 令和 年 月 日

(様式第7)

令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転実証調査事業）
状況報告書

令和 年 月 日

令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転実証調査事業） 事務局 御中

採択番号：

住所：

補助事業者名：

上記の補助金交付決定番号をもって交付決定のあった標記補助事業の実施状況について、
令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転実証調査事業） 交付規程第13
条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の遂行状況

2. 補助事業の収支状況

(様式第8)

令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転実証調査事業）
実績報告書

令和 年 月 日
令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転実証調査事業） 事務局 御中

採択番号：

住所：

補助事業者名：

令和 年 月 日付けをもって交付決定通知を受けた補助事業を完了しましたので、
令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転実証調査事業） 交付規程第14
条第1項の規定により、
下記のとおり別紙の書類を添えて報告します。

記

1. 実施した補助事業

(1) 補助事業の概要

(2) 補助事業の活動詳細

(3) 補助事業による成果

(4) 今後の事業活動について（補助事業を踏まえた今後の事業活動方針等）

(注1) 上記内容を説明する資料（報告書・写真等）を添付すること。

2. 補助事業の収支決算

(1) 収 入

(単位：円)

項 目	金 額
自己資金 補助金充当額	
合 計	

(2) 支 出

① 総括表

(単位：円)

項目	補助事業に要した経費		補助対象経費		補助金充当額	
	計画額	実績額	計画額	実績額	交付 決定額	実績額
合 計						

(注1) 当該年度に財産を取得しているときは、交付規程第18条第2項の規定に基づき、様式第10による取得財産等管理明細表を添付することとする。

3. 振込先

金融機関名	支店名	種目	口座番号 (左づめで記入)
		1. 普通	
		2. 当座	
(フリガナ) 口座名義			

(様式第9)

令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転実証調査事業）
補助金確定通知書

第 号
令和 年 月 日

(代表者) 殿

令和 年 月 日付けをもって交付決定した補助事業について、令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転実証調査事業） 交付規程第15条の規定により、補助金の額等を下記のとおり確定したので通知します。

記

金 _____ 円也

補助金対象経費 _____ 円也

補助金充当額 _____ 円也

内訳は別紙のとおり

(様式第9・別紙)

補助金対象経費等の内訳

I. 補助事業の実施期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

II. 経費内訳

(単位：円)

経費項目	(1) 補助事業に 要する経費 (注1) (消費税抜金額)	(2) 補助対象経費 (注2) (消費税抜金額)	(3) 補助金交付申請額 (消費税抜金額)
①自動運転による地域公共交通実証調査事業費			
②労務費			
③普及関連費			
④外注費			
⑤会議費			
⑥旅費			
⑦通信運搬費			
⑧消耗品費			
⑨物品費			
⑩事務所維持費			
⑪光熱水費			
⑫貸借料			
⑬印刷費			
⑭図書費			
⑮謝金			
⑯広告費			
⑰その他			
補助対象経費(①～⑰)小計			
補助対象外経費			
合計額			
補助金交付額			

(注1)「(1) 補助事業に要した経費」は、本補助事業に要する経費の総額

(注2)「(2) 補助対象経費」は、本制度において(1)のうち補助対象とすることが認められる経費

(様式第 1 1)

令和 3 年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (自動運転実証調査事業)
財産処分承認申請書

令和 年 月 日
令和 3 年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (自動運転実証調査事業) 事務局 御中

採択番号 :

住所 :

補助事業者名 :

上記の補助金交付決定番号をもって補助金の額の確定通知を受けた標記補助事業に関する財産処分について、令和 3 年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (自動運転実証調査事業) 交付規程第 19 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり承認申請します。

記

1. 処分しようとする財産	
財産の名称	数量
2. 処分の方法 (注 1)	
3. 処分の理由	
4. 処分の条件	

(注 1) 譲渡、交換、貸与、廃棄、担保提供等の別を記載すること。目的外使用の場合は用途を記載すること。

(様式第 1 2)

令和 3 年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (自動運転実証調査事業)
財産処分承認結果通知書

第 号
令和 年 月 日

(代表者) 殿

令和 年 月 日付で申請のあった財産処分承認申請については、令和 3 年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (自動運転実証調査事業) 交付規程第 19 条第 2 項の規定に基づき承認し、通知します。

記

補助金交付決定番号	第 号
財産の名称	
数 量	
処分の方法	
処分に際しての条件	

(様式第13)

令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転実証調査事業）
承継承認申請書

令和 年 月 日

令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転実証調査事業） 事務局 御中

採択番号：

住所：

補助事業者名：

上記の補助金交付決定番号をもって交付決定のあった令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転実証調査事業） 交付規程第21条の規定に基づき、補助金に係る補助事業の地位を承継し、当該補助事業を継続して実施したいので、下記のとおり申請します。

記

1. 交付を決定した補助事業者名
2. 補助事業の名称
3. 補助事業の内容
4. 承継理由
5. 交付決定通知書に掲げられた補助金の額
6. 既に交付を受けている補助金の額

(様式第14)

令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転実証調査事業）

承継承認結果通知書

第 号
令和 年 月 日

(代表者) 殿

令和 年 月 日付けで申請のあった標記補助事業の承継については、審査の結果、下記のとおり承認することとしたので、令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転実証調査事業） 交付規程第21条2項の規定に基づき、通知します。

記

補助金交付 決定番号	第 号
---------------	-----

承継の内容		
	変更前	変更後
変更事項		
特記事項		